補償基礎額算定書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様	様
-------------------	---

令和 年 月 日

構成団体長

次の職員に係る補償基礎額の算定内訳は次のとおりです。

認定	番号	認定第	_	号			
氏名							
補償の区分		□ A 年金た	こる補償以	外の補償	□ B 年金だ	こる補償及び療養開	始後1年6月経過後の休業補償
報酬区分 (該当区分に〇印を記入) 条例第4条第1項の規定による算定 (報酬の定め方に応じて算定し、円位未満の端数は切り上げること。)							芒 上げること。)
.		報酬額					
年 額				÷	365	=	円
□ dest		報酬額					
月額				÷	30	=	円
					報酬額		
日額							円
時間額		報酬額			勤務時間(単位:時間)		
				×		=	円

①との比較(補償の区分に応じて比較)										
補償の区分	Aの場	合	Bの場合							
			4月1日現	歳						
比較する額	最低保障額	4,200 円 ②	最低限度額		円 ③					
			最高限度額		円 ④					
	①又は②のうち大きい額を記載		次の額を記載	③<①<④の場合は① ①<③の場合は③ ①>④の場合は④						
補償基礎額		円			円					

算定結果

円 ①